

鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借の受注候補者（優先交渉者）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きに関し必要な事項を定めるものである。

1 プロポーザル対象契約の概要

(1) 名称

鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借

(2) 契約内容

別紙「鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借仕様書」のとおり

(3) 物件の設置

令和 8 年 9 月 30 日まで（夏休み工事を原則とする）

- ※ 設置工事スケジュール等の協議に基づき（児童の安全に支障がない閉校日等の工事による）期限の変更に対応できるものとする。

(4) 契約期間

令和 8 年 10 月から 120 か月（10 年間）とする。

- ※ 物件の設置が協議に基づき変更となった場合、契約期間も変更する。
- ※ 地方自治法第 234 条の 3 及び鳩山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 4 号に基づく長期継続契約

(5) 目的

学校施設における温室効果ガスの排出抑制並びに鳩山町立小・中学校（4 校）の既存照明の LED 化費用及び電気料金の削減

2 提案上限額

総額：45,657,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ※ プレゼンテーションの内容に関わらず、これを超えた者は失格とする。

3 受注候補者（優先交渉者）の選定方法

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

広く参加者を募り、提案書を提出した者の中から、プレゼンテーションを含む「鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借審査会（以下「審査会」という。）で、最適な者を選定する。

(2) 提案資格要件

提案者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 鳩山町の令和 7・8 年度入札参加資格者名簿に、登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 11 の規定により本町の入札参加制限を受けておらず、かつ参加申込の時点で鳩山町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 30 年告示第 84 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと（当該取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者及び本業務の選定結果の通知日前 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者を含む。）。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- カ 直近 5 年間に官公庁において、照明の LED 化の契約実績があること。

(3) プロポーザルの成立

プロポーザル参加者が 1 者の場合も、本プロポーザルは成立するものとする。

(4) スケジュール

ア 公告（公募開始）	令和 8 年 4 月 23 日（木）
イ 質問書提出期限	令和 8 年 5 月 7 日（木）17 時まで
ウ 質問回答	令和 8 年 5 月 11 日（月）
エ 参加表明書提出期限	令和 8 年 5 月 12 日（火）17 時まで
オ 参加資格確認結果通知	令和 8 年 5 月 15 日（金）
カ 企画提案書提出期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで
キ 審査会	令和 8 年 5 月 26 日（火）午後（予定）
ク 審査結果通知・公表	令和 8 年 6 月 2 日（火）（予定）

4 公募型プロポーザルの手続

(1) 質問書の提出等

本件に関し質問がある場合は、質問書（別添「鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借 公募型プロポーザル提案 様式集」参照）により受付ける。

ア 提出期限 令和 8 年 5 月 7 日（木）17 時まで（必着）

イ 提出先 「7 担当部署及び書類提出先」を参照。

ウ 提出方法 電子メール

質問書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：LED 賃貸借：+送信年月日[yyyymmdd] +（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和 8 年 5 月 7 日に質問書を送付した場合

LED 賃貸借：20260507 株式会社△△△△

エ 質問回答 質問内容及び回答については、質問者を記載しない形式で、提案資格を満たす者全員に電子メールで回答する。あわせて、鳩山町公式ホームページに掲載する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和 8 年 5 月 11 日（月）

(2) 参加表明書の提出

本件に参加する場合は、参加表明書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、官公庁の照明の LED 化契約実績書・会社概要（別添「鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借 公募型プロポーザル提案 様式集」参照）を添えて、以下のとおり提出すること。

参加表明書を提出した者の審査結果は、提案資格確認結果通知書（様式第 2 号）により通知する。

ア 提出期限 令和 8 年 5 月 12 日（火）17 時まで（必着）

イ 提出書類 ①参加表明書（様式第 1 号） 代表者印を押印したもの 1 部
②直近 5 年間の官公庁の照明の LED 化契約実績書（別添「鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借 公募型プロポーザル提案 様式集」参照） 1 部

③会社概要（別添「鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借 公募型プロポーザル提案 様式集」1 部

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に

限る。

エ 提出先 「7 担当課及び書類提出先」を参照。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、提案書提出期限と同日とする。

(3) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで（必着）

イ 提出書類

① 提案書（様式第 4 号）

提案書（鑑）の後ろにつける企画提案書は、A4 用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

② 価格提案書（様式集参照）

ウ 提出部数 正本 1 部 副本 7 部 データを保存した CD-R1 枚
(CD-R 電子データは押印省略可)

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 「7 担当課及び書類提出先」を参照。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借公募型プロポーザル受注候補者（優先交渉者）選定要領」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を受注候補者（優先交渉者）として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 評価の配点の合算の 5 割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加資格審査の結果は、令和 8 年 5 月 15 日（金）までに電子メールにより通知する。

(3) 審査会

ア 開催日 令和 8 年 5 月 26 日（火）午後 13 時 30 分～4 時を予定
提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

- イ 時間 提案者毎の時間は、**25**分程度（プレゼンテーション**15**分以内、質疑応答**10**分程度）とする。準備に要する時間は、別途確保する。
- ウ 参加人数 参加人数は、**3**人以内とする。なお、本件において予定している主担当者は必ず出席すること。なお、ZOOM等のPC端末による参加についても、参加人数に含むものとする。
- エ 注意事項
- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。
 - ② プレゼンテーションは提案書をもとに行うこと。
 - ③ 提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
 - ④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。
 - ⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された提案書により審査を実施する。
- オ 審査員（職員等5人以内）

(4) 結果通知

評価結果は、令和**8**年**6**月**2**日（火）（予定）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

受注候補者（優先交渉者）の選定後、受注候補者（優先交渉者）による現場調査を経て改めて見積書の提出を依頼し、随意契約の手続きを行う。ただし、契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに受注候補者（優先交渉者）とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 提案書の提出後、提案者が「3 (2) 提案資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

- (2) 提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 提案書の記載内容は、本件における実施義務を提案者が提示したものとす
る。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の
締結を担保するものではない。

7 担当課及び書類提出先

鳩山町教育委員会委事務局 総務・学校教育担当
〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16
電話 049-296-1227 FAX 049-296-7557
メール h320@town.hatoyama.lg.jp